

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	興行場法			法令の番号	昭和23年法律第137号			
手続名	興行場経営許可(1/2)			根拠条項	第2条第1項			
審査基準	<p>興行場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設で、次の基準を満たしていること。</p> <p>1 設置場所の基準</p> <p>(1) 排水が良好で、衛生的な場所にあること。</p> <p>(2) 周囲に採光及び換気に必要な空間を確保できる場所であること。ただし、適切な構造設備を有するため公衆衛生上支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>2 構造設備の基準</p> <p>(1) 十分な換気設備が設けられていること。</p> <p>(2) 床面から80cmの高さにおいて20ルクス以上（映写中又は演技中の観覧室〔興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者の利用に供する部分をいう。〕にあつては、床面において0.2ルクス以上）の照度を確保できる照明設備が設けられていること。</p> <p>(3) 清掃及び排水が容易に行える構造であること。</p> <p>(4) 窓、換気口その他開口部には、ねずみ、昆虫等が入らないようにするための必要な設備が設けられていること。</p> <p>(5) 観覧室とロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画されていること。</p> <p>(6) 観覧室は次の要件を備えていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 興行目的に応じ十分な広さ及び高さを有していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 観覧席（いす席、座席及び立見席をいう）は、入場者等の移動並びに清掃及び消毒の実施に支障を来たさないように設けられていること。</p> <p>(7) 便所は、次の要件を備えていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 男子用・女子用に区分して設けられていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 観覧室が複数階にわたる場合にあつては各階ごとに設けられていること。ただし、上下階から等距離にある中間階に十分な構造設備を有する便所を設けること等により、入場者の利便を損なわない場合はこの限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 床及び床面から少なくとも1mの高さまでの内壁は、不浸透性の材料で作られていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 入場定員に応じ、十分な数の便器が設けられていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 水洗式であること。ただし、公共下水道処理区域以外の区域であつて、かつ浄化槽放流水の排水先がない場合において、公衆衛生上支障がない構造設備を有するときはこの限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 流水式の手洗い設備が設けられていること。</p> <p>(8) 喫煙所を設ける場合は、換気が十分に行われ、かつ、喫煙所以外の入場者が利用する場所にたばこの煙が流入しない構造であること。</p> <p>3 基準の緩和</p> <p>野外の興行場又は仮設若しくは臨時の興行場について、上記の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ公衆衛生上支障がないと認められるときは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことがある。</p>							
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	12日	目次NO
						標準経由期間	-日	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	興行場法	法令の番号	昭和23年法律第137号
手続名	興行場経営許可(2/2)	根拠条項	第2条第1項
審査基準	<p>4 申請者に求められる基準 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(8) 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>5 その他の基準</p> <p>(1) 法にいう興行場経営者とは、施設を維持管理し、経営する者をいい、当該施設内で興行を行う者をさすものではなく、また、経営者は私人、公共団体を問わないものであること。</p> <p>(2) 一般的に、常設興行場に対する仮設(臨時)興行場とは、興行施設としての営業概念に属するものであつて、しかも、一定の期間を限つてその行為を行う場合の施設をいうものであること。</p> <p>(3) 集会場、公民館、各種会館、倉庫、その他の施設においても、興行場において行う興行に準ずる方法、内容で一月を通じて5日間以上行事を行う場合は、法の適用を受けるものであること。</p> <p>(4) 反復継続して、社会性をもってテレビジョンを聴視させる施設は、対価を受けないものであつても、法の適用を受けるものであること。ただし、飲食店、旅館、その他商店等において客寄せのためにテレビジョンを設置している場合、又はキャバレー、温泉旅館等の施設内で飲食、宴会等に興を添えるために行われるショー、演芸の場合、その行為が頻度、規模、顧客の範囲等からみて、本来の業務に付随するサービスの範囲を超えてもつぱら興行として施設を提供していない限り、法の適用外であること。</p> <p>(5) 各種展覧会、博覧会、公営の博物館、水族館、動植物園等は主たる目的が知識を普及・会得させるものであり、法の適用外であること。</p> <p>(6) 博覧会は適用外であるが、その会場内に施設を設け、演劇、演芸、観せ物を行う施設については、法の適用を受けるものであること。 なお、観せ物とは、主たる目的が娯楽にあると解されること</p> <p>(7) 個室を設けて、その内部にスクリーン及び映写装置を備え、映画等のビデオ、テレビ放送等を利用者の選択により、又は、利用者の持ち込んだビデオソフトにより利用できる施設は、法の適用を受けるものであること。</p> <p>(8) 興行師自らが一定の施設を設けて行う巡回興業の場合、その興行が1日1回限りであっても、法の適用を受けるものであること。ただし、青年団が祝祭、慰安等のため、掛舞台を設け、一時的に行う場合は、法の適用外であること。</p> <p>(9) 上記の他、個々の申請について、頻度、規模、顧客の範囲等具体的に判断して許可するものであること。</p>		
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所
		交付機関	保健福祉事務所
		標準処理期間	12日
		標準経過期間	-日
		目次NO	